

日本犯罪心理学会研究奨励賞に関する内規

第1条（目的）

この規則は、若手会員の独創的、かつ斬新な犯罪心理学の研究業績に対して、当該会員に「日本犯罪心理学会研究奨励賞」（以下「研究奨励賞」という。）を授与することについての必要事項を定め、もって会員の犯罪心理学に関する研究の奨励と、学会活動の活性化を図ることを目的とする。

第2条（授賞の対象）

- 1 授賞の対象となる研究業績は、選考年度に先立つ過去3年度内に「犯罪心理学研究」に掲載された論文とする。
- 2 授賞の対象となる論文は、選考年度の前年度の4月1日現在から選考時点まで継続して本学会の正会員であり、かつ少なくとも筆頭研究者においては論文の刊行年度の4月1日現在で40歳未満の者が発表したものとする。

第3条（選考委員会）

- 1 研究奨励賞授賞候補の選考のため、本学会内に「研究奨励賞授賞候補選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を置く。選考委員会の構成は、次のとおりとする。
 - (1) 研究委員3名
 - (2) 編集委員3名
 - (3) その他適当と認められる会員若干名
- 2 委員は、常任理事会の議を経て、会長がこれを委嘱する。
- 3 委員長は、選考委員の互選により選出する。
- 4 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

第4条（授賞候補の選考及び決定）

研究奨励賞の授与に関しては、選考委員会が授賞候補を選考し、常任理事会がこれを審査の上で決定し、理事会及び総会でこれを報告する。

第5条（賞状及び副賞）

- 1 学会は、研究奨励賞として、賞状及び副賞を授与する。
- 2 副賞は、現金で10万円とする。
- 3 賞状及び副賞の授与は、総会において行う。

附 則

- 1 本内規は、平成16年9月4日から施行する。
- 2 第1回目の選考は平成19年度とする。

附 則

この改正は、平成22年3月17日から施行する。

附則

この改正は平成29年3月1日から施行する。